

業務委託仕様書

1 業務名

デジタルを活用した企業誘致マーケティング事業

2 本業務の目的

北九州市が強力に誘致を推進する半導体や蓄電池などの未来産業については、都市間競争が激化しており、北九州市が関連企業との接触数をいかに効果的に増やせるかが課題である。

そこで、既存サイトの「北九州企業立地ガイド」でデジタルマーケティングを実施することで、企業の情報を効率的に収集し、ホームページ来訪者への効果的なアプローチにつなげるもの。

3 業務の対象となる HP

北九州市企業立地ガイド <https://kitakyu-kigyorichi.jp/>

4 当課が目標とする問い合わせ件数

当課は、今回のマーケティング事業において、未来産業に該当する企業※からの問い合わせを毎月2件(現状:未来産業かどうかを問わず 0.5 件)目標とする。これは当課の目標であり、受託事業者に強制するものではないが、提案内容はこの目標達成に向けた内容であることが望ましい。

※未来産業の定義…半導体、蓄電池、次世代自動車、宇宙産業等に属する企業

5 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 業務委託内容等

プロポーザルで採択された、マーケティングファネルを使って見出された企業立地支援課 HP の現状と課題※に対する施策を、下記(1)～(3)に沿って市役所に提案または実施すること。

※マーケティングファネルを使って見出された企業立地支援課 HP の現状と課題の作成例は、実施説明書案に記載している。

(1)日常的な来訪分析

ホームページ改善を図ると同時に、ホームページの閲覧状況や拡散状況、クリック数などの反応のデータを収集・分析し、北九州市が提示する項目について毎月報告及び改善提案を行う。

(2)ホームページ改善にかかる協議

目的に沿ったホームページとなるように改善協議の場(オンライン可)を必

要に応じて設定し、議題を整理した上で会議を実施する。

(3) ホームページのコンテンツ作成

市職員が必要と認めた新規コンテンツの作成や既存コンテンツの修正について市職員と協議しながら実施する。掲載時のコンテンツデザインや構成についても、受託企業がデザインを施すなどの支援を行うこと。

(4) ホームページ保守管理事業者との調整

(1)～(3)の実施において必要がある場合は、市が指定するホームページ保守管理事業者と協議し、実施に支障がないように調整すること。

7 業務完了報告について

(1) 報告書の提出

- ・業務完了報告書および各月の分析結果報告書ならびに翌年度以降のデジタルマーケティング施策(事業年度内で得た分析結果をもとにしたもの)を作成し提出すること。
- ・各月の分析結果報告書は、図やグラフを用いて視覚的に分かりやすい形で簡潔かつ具体的に作成し、サイトの成長を考えた提案を盛り込むこと。

8 公開作業について

公開作業を行う場合、企業立地支援課が委託契約している北九州市企業立地ガイド(ウェブサーバーを含む)の保守管理業者と、必要に応じて連絡・協議を行い、スムーズな公開を実施すること。

9 その他

- ・サイトの管理運営の主体は北九州市企業立地支援課とする。
- ・本業務の開始にあたり、北九州市と事前に十分な協議を行うこと。また、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- ・北九州市から貸与する ID ・パスワードは、細心の注意を払い管理すること。
- ・画像及び動画の使用にあたり、肖像・意匠、商標、著作などの権利に関する処理を確実にすること。
- ・コンテンツに投稿した画像、動画のうち、本業務の実施のために受託者が制作した著作物について、北九州市にすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)を無償で譲渡すること。
- ・受託者は、成果品の著作物(受託者が従来から著作権を有する著作物を含む)に関し、北九州市及び北九州市から許諾を得たものに対し、著作人格権を行使しないもとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

- ① 北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意に改変すること。

- ② 北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
- ③ 北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の氏名で公表すること。
- ・契約期間中及び契約期間後において本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に従い、適切に取り扱わなければならない。
- ・北九州市の承認を得なければ、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務実施にあたり法令を遵守すること。
- ・適宜、北九州市と協議を行い、業務を遂行すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし同規則に定めのない事項については、北九州市と受託者が協議して決定する。ただし、協議が成立しない場合は、北九州市の定めるところによる。